高知県警察手数料徴収条例第21条第２項の規定に基づく手数料の免除に関する適用について（通達甲）

平成28年３月18日
生企発第291号
部長及び参事官
所属長
30年保存（口訓）

高知県警察手数料徴収条例（平成12年県条例第32号。以下「条例」という。）第21条第２項に規定する手数料の免除の適用については、「高知県警察手数料徴収条例第21条第２項の風俗営業、古物営業、質屋営業及び警備業手数料に関する適用について（例規）」（平成16年３月30日生企発第173号）及び「高知県警察手数料徴収条例第21条第２項の銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務の手数料に関する適用について（例規）」（平成16年３月30日生保発第138号）により運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該手数料の免除の適用に関し次のとおり定め、平成28年４月１日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

行政側の事由により住居等の表示が形式的に変更されたことに伴う書換えであって、次に掲げるものに係る手数料については、条例第21条第２項の規定に基づき免除することができるものとする。

１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第５条第２項の規定に基づき交付された営業許可証の営業所の所在地の変更による書換え

２　古物営業法（昭和24年法律第108号）第７条第５項の規定に基づく古物商許可証又は古物市場主許可証の書換えのうち、次に掲げる記載事項の変更

(1)　個人の場合は、営業者の住所又は居所

(2)　法人の場合は、代表者の住所

３　質屋営業法（昭和25年法律第158号）第８条第２項の規定に基づく質屋許可証の書換えのうち、次のいずれかの記載事項の変更

(1)　個人の場合は、営業者の本籍又は住所

(2)　法人の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所

(3)　営業所の所在地

(4)　管理者の住所

(5)　法定代理人の本籍又は住所

4　銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第６号)第７条第２項の規定に基づく許可証の書換えのうち、次に掲げる記載事項の変更

(1)　申請人が個人の場合は、申請人の本籍又は住所

(2)　申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第２号の規定に基づく所持の許可を受けたものであるときは、当該事業場の所在地

5　警備業法(昭和47年法律第117号)に係る手数料のうち次に掲げるもの

(1)　法第22条第５項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の本籍の変更による書換え

(2)　法第42条第３項において準用する法第22条第５項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の本籍の変更による書換え